

財公用語の説明

○会計の区分

・一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。特別会計で計上される経費以外の全ての経費が計上されます。

・特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。

本県の特別会計（平成24年度）は、次の13会計です。

母子寡婦福祉資金特別会計、就農支援資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、下関漁港卸売市場特別会計（※）、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、当せん金付証票発売事業特別会計（※）、収入証紙特別会計、土地取得事業特別会計、流域下水道事業特別会計（※）、公債管理特別会計、港湾整備事業特別会計（※）、地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計

（注）※印は、国の地方財政統計上、公営事業会計に区分するもの（後述）。

・一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

・公営企業会計等

公営事業会計のことであり、上記の特別会計のうち※印の会計及び企業会計の総称です。

なお、企業会計とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、独立採算を原則として事業を行う公営企業の会計です。

本県の企業会計（平成24年度）は、次の2会計です。

電気事業会計、工業用水道事業会計

○決算関係

・形式収支

= 帳入決算総額 - 帳出決算総額

・実質収支

= 帳入決算総額 - 帳出決算総額 - 翌年度への繰越財源

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいます。

・純損益

= 総収益(営業収益 + 営業外収益 + 特別利益)

- 総費用(営業費用 + 営業外費用 + 特別損失)

企業会計決算では、純損益がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいます。

・資金剰余(不足)額

公営企業ごとに資金収支の累積剰余(不足)額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質収支と同様に算定した額を基本としています。

○財政指標

・標準財政規模

地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税等）の標準規模を示すものです。

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する比率です。借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

・財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標です。

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均値で表します。

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定します。

基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の算式により算定します。

・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合で表します。

・資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。